

「中間整理」に寄せて

男女共同参画社会をつくりたいと思います。それは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることです。

この「第3次男女共同参画基本計画に向けて（中間整理）」でも述べられているように、私たちがつくりたい社会は、固定的な性別役割分担意識をなくした男女平等の社会です。そして、一人ひとりの人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会であり、さらに、男女共に個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会です。

男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと軌を一にして行われてきました。1946年に国連婦人の地位委員会が設置され、1975年を国際婦人年とし、メキシコで第1回世界女性会議が開催されました。日本においても、この年に婦人問題企画推進本部が総理府（現内閣府）に設置され、1977年に国内行動計画が策定されました。

1979年、国連総会は、女性に対する差別を撤廃し男女平等原則を具体化するための女子差別撤廃条約を採択し、1985年に日本はこの条約を批准しました。さらに、1995年北京で開催された第4回世界女性会議では北京行動綱領が決定され、国内でも、政府と女性たちのパートナーシップによって、総合的、体系的な取り組みが進み、1999年には男女共同参画社会基本法の成立という形で結実しました。

しかし、日本の中では、まだまだ女性差別が存在しています。国連が発表するジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）で、日本は109カ国中、第57位に留まっています。また、働いている女性の7割は、妊娠・出産時に仕事を辞めており、女性の二人に一人は非正規雇用です。

だからこそ、第3次男女共同参画基本計画をつくるにあたって、国連が提起しているジェンダーの主流化を目指すとともに、実効性のある計画にしたいと思いました。

まず、雇用における男女間の賃金格差の解消、M字型カーブ解消に向けた女性の就業継続支援、長時間労働の規制、そして、家事、育児、介護など主として女性の役割分担とされてきた無償労働を男女共に分かち合い、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことです。

また、女性の貧困の問題への取り組み、障がい者や定住外国人など複合的な困難を抱える人々への支援の拡大、女性に対する暴力の根絶に向けた対策を充実させることです。

そして、国連の女子差別撤廃委員会から日本政府が指摘を受けている国内施策における課題を改善し、ミレニアム開発目標を始めとする国際的な平等・開発・平和への取り組みにおいても、男女共同参画の視点を反映させた協力・貢献を強化することです。

女性にも男性にも、「男女共同参画は、私のことだ」と思ってもらいたい。第3次男女共同参画基本計画を通し、すべての女性、男性を応援したいと思います。

真の男女共同参画社会を一緒につくっていきましょう。

内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 福島 みずほ

1979 年に採択された女子差別撤廃条約第 1 条において、「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」と定義されている。